

平成23年度

# 監 査 計 画

酒 田 市 監 査 委 員

## 1 監査の基本方針

平成22年度における監査は、(1)職員の法令等の遵守状況の確認(2)補助金・契約事務の適正性について(3)誤賦課・誤徴収を踏まえた調定漏れ対策(4)施設の利用状況等、事業の有効性について(5)外郭団体の経理状況について(6)前年度指摘事項の改善についての6項目を重点事項とし、監査を行った。

その結果、各種事業については、ほぼ予定どおり遂行されており、国の経済対策、雇用対策と連動した諸事業についても一定の成果を上げている。

しかしながら、契約書における仕様の不備、随意契約の理由の選定、支出負担行為票作成の遅れ、補助金交付事務と要綱の整合性のとれないものもあった。

また、誤賦課・誤徴収を踏まえた賦課漏れ対策では、原簿も確認したところ誤りは認められなかったものの歳入のリスクマネジメントを意識している課は少なく、未収金の債権管理にも問題の見られる課もあった。

市の平成23年度予算では、地域経済を取り巻く環境は依然厳しいことから、合併特例債や過疎債など有利な財源の活用を図り、投資的経費に重点的に予算を配分し持続的で着実な景気回復を図るものとしている。しかしながら、歳入においては、税収の一定の伸びは見られるものの、自主財源比率は引き続き低下傾向にあり、きびしい財政状況は続いている。

今後5年間となった合併特例債の活用可能な期間にどのような事業を進めるか、合併特例期間が過ぎた後の財政運営について、老朽化する公共施設の維持、管理も合わせどう見ていくかが今後の課題になると思われる。

そのような状況を踏まえ、平成23年度は下記重点事項を中心に監査を実施する。

また、全国的に公金等の私的流用や補助金の不適切処理事案が後を絶たない状況を踏まえ、それらの適正性についても対応する他、市民の関心の高い事案についても、随時監査を行っていく。

## 2 重点事項

- ① 効率的な行政運営と進行管理
- ② 職員の法令等の遵守状況の確認
- ③ 補助金・契約事務の適正性について
- ④ 誤賦課・誤徴収を踏まえた調定漏れ対策
- ⑤ 施設別財務諸表の作成について
- ⑥ 外郭団体の経理状況について
- ⑦ 未収金の債権管理について
- ⑧ 前年度指摘事項の改善について

### 3 監査等の種別

#### (1) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

例月出納検査の目的は、現金出納機関の毎月の事務処理が、適法かつ正確に行われているかどうかを検査することにある。従って、その内容は、各種の検査資料によって、計数の確認（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預かり金）と現金等の保管状況の確認、会計伝票等の書類検査をするものである。

一般・特別会計、企業会計（水道事業・病院事業）、一部事務組合（庄内広域行政組合及び酒田地区広域行政組合）について、条例上の検査日に毎月実施する。

今年度は原則として、25日に一般・特別会計（10:00～）、水道事業（13:30～）、病院事業（15:00～）、26日に酒田地区広域行政組合（10:00～）、庄内広域行政組合（14:30～）の出納検査を実施する。ただし、休日と重なった場合は順次繰り下げる。

#### (2) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）及び財政健全化審査（地方自治体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

決算その他関係諸表の計数の正否、予算執行の適否、収入支出の合法性の審査とともに、予算に定める目的に従って事務事業が効果的、経済的に執行され、その目的を達成しているかどうか、または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するものである。また、健全化判断比率・資金不足比率の算定とその基礎となる事項が適正に行われているかについて審査する。

一般・特別会計、企業会計（水道事業、病院事業）、一部事務組合（酒田地区広域行政組合、庄内広域行政組合）、土地開発公社について実施する。実施時期は7月～8月、なお土地開発公社は4月下旬～5月上旬に実施する。

#### (3) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

定期監査の目的は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適法、適正かつ効率的に行われているかを定期的に監査することにある。平成23年度は上記に加え、重点事項8項目を中心に、経済性、効率性、有効性等の視点から行政監査（地方自治法第199条第2項）も併せて行う。

今年度は、下記の要領で、4月～翌年2月を中心に実施する。

- ① 原則として、全課（各総合支所の3課、看護専門学校、図書館、消防団を含む）を対象に実施する。
- ② 監査対象課に関連する室、館、所、センター等は、対象課と併せて実施する。
- ③ 企業会計（水道事業、病院事業）、一部事務組合（庄内広域行政組合・酒田地区広域行政組合）、土地開発公社について実施する。
- ④ 保育園（はまなし学園を含む）、小・中・高等学校については、数か所を選定して実施する。

以上の監査と合わせて以下の監査を実施する。

- (4) 財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者に対する監査（地方自治法第199条第7項）

財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者の中から4月から6月にかけて数団体を選定し監査する。

- (5) 山林調査

9月下旬か10月上旬の予定で、市有林の管理状況について調査する。

- (6) たな卸立会い

年度末の3月30日（金）に実施する。

- (7) 随時監査

市民の関心の高い事案について、必要に応じて実施する。

- 4 監査結果の報告及び公表等（地方自治法第199条第9項）

監査結果の報告は、市長、議長及び関係委員会に行い、酒田市公告式条例に基づき公表する。当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があった場合も同様とする。

結果と措置は、市ホームページでも公表する。